

## (I3-4) 専務理事候補者推薦規則

( 平成23年9月16日 制 定 )

(総則)

**第1条** この規則は、土木学会役員候補者選考規則第7条及び正副会長会議運営規則第4条第2項の規定による専務理事候補者（以下「候補者」という。）の推薦について定める。

(候補者の要件)

**第2条** 土木学会定款第22条第3号及び土木学会細則第31条に規定する職務を遂行するため、候補者に求められる要件は次のとおりとする。

- (1) 土木全般に通曉し、幅広い活動ができること
- (2) 組織運営の経験を有し、会長・副会長を補佐して事務局の運営を統括できること
- (3) 国際的な業務経験などを有し、国際的に活動ができること

(推薦の方法及び手続)

**第3条** 候補者の選考にあたり、次の各号に掲げる者は、別紙様式により、正副会長会議に候補者を推薦することができる。

- (1) 理事
- (2) 支部長（海外支部長を除く）

**2** 前項に掲げる者は、候補者の選考を必要とする年度にその任にある者に限る。

**3** 正副会長会議は、推薦された候補者について、前条に定める候補者の要件を踏まえて総合的に判断し、役員候補者選考委員会に1名の候補者を推薦する。

(規則の変更)

**第4条** この規則の変更は、理事会において行う。

**附則**（平成23年9月16日 理事会議決） この規則は、平成23年9月16日から施行する。